

開発事業構想検討書

平成28年8月7日

仙台市長 奥山 恵美子 様

住所 仙台市青葉区上杉一丁目3-

氏名 大青工業株式会社

代表取締役 青澤 裕章



杜の都の風土を守る土地利用調整条例第10条第1項（第17条第2項、第18条第7項、第21条第2項、第24条第1項）の規定により、次のとおり開発事業構想検討書を作成し、第11条第1項の規定により提出します。

総括事項	
当該区域を事業区域として予定する理由	検討した案の数： 2
	選定した案の名称：案1
	理由：①土砂の流失がおさまった事で役割を終えた沈砂池敷地の有効活用が出来る為。 ②計画地は既設処分場に囲われ、北側を支倉川と接しているだけで、近隣森林の所有者への影響も少なく理解を得やすい為。 ③案2は森林が伐期に至った後に計画をする様地主から要望が出された為
開発事業の構想の検討に係る経過（周辺地域の住民等の意見の聴取を行った場合にあっては、説明の方法、意見の有無等を含む）	経過 平成27年12月構想案作成 平成28年1月中頃住民への説明 平成28年3月案1を選定 説明の方法 個別訪問による説明 意見の概要、案2は森林が伐採すべき樹齢に達していないので反対
開発事業の実施に際し適正かつ合理的な土地利用を図る上で留意すべき事項	①新たな埋立地に外周に森林を30m以上確保しなければならない。 ②希少動植物に配慮した計画にしなければならない。 ③工事中自動車が渋滞や事故が起きない様配慮しなければならない。 ④開発地の面積増加に対し雨水災害を防止する工夫をしなければならない。
連絡先	住所 仙台市若林区沖野三丁目6-60
	担当者 所属：大江事務所 電話：796-0216
	氏名：大江 勝雄 Fax：282-6242

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること



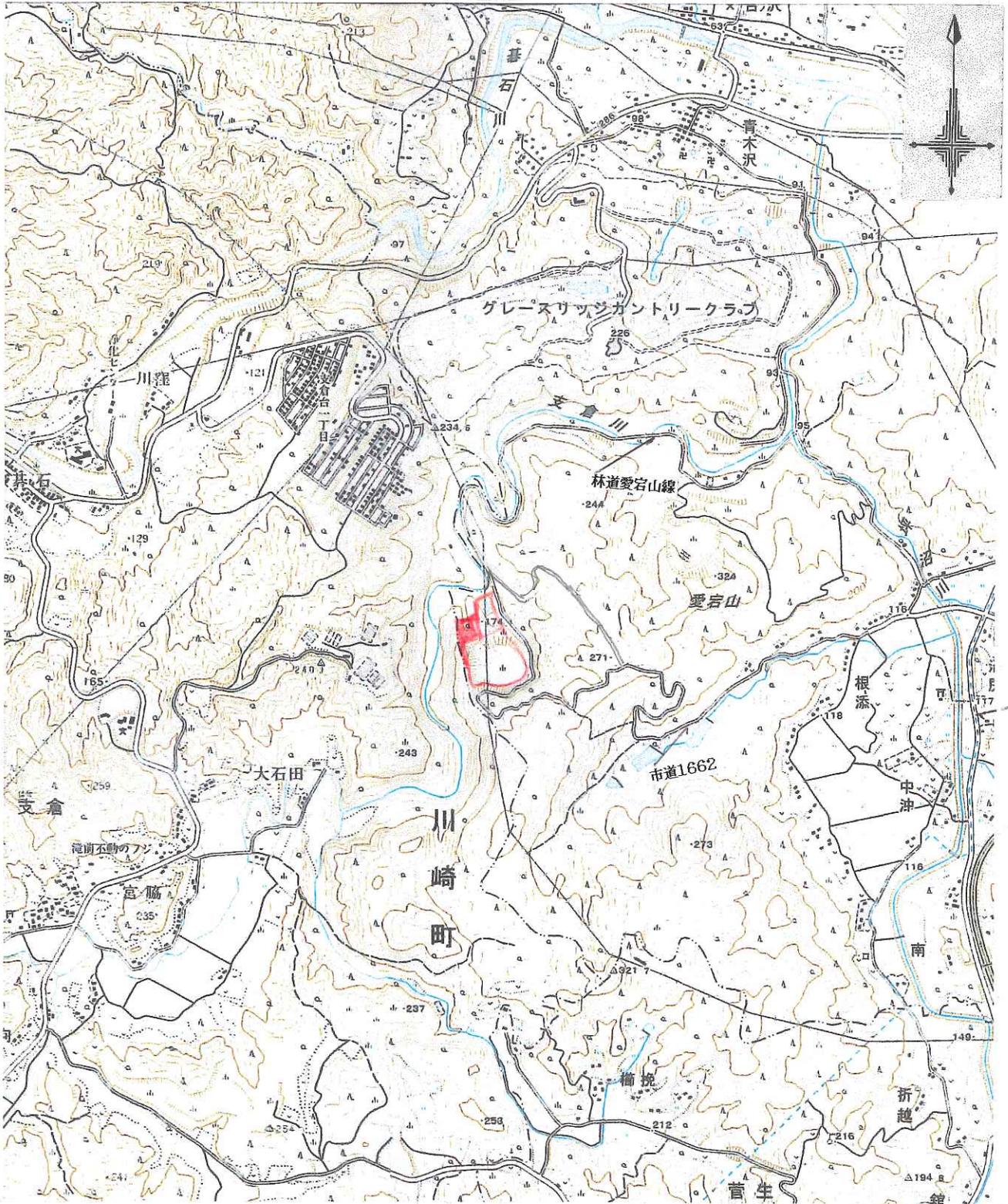
個別事項	
当該個別事項に係る案の名称	案1
開発事業の名称	坪沼産業廃棄物最終処分場拡張工事
種別：	(区画形質の変更) 工作物の新築・改築・増築・移転・用途の変更 水面の埋立等 その他
開発事業の目的	産業廃棄物埋立地の拡張
構想の内容	①沈砂池敷地を利用し EL=150m～EL=190mに積み上げる。 ②区域内の凹地に EL=185m～EL=210mに積み上げ 合計 149,374m ³ の産業廃棄物の埋立て量を確保する。埋立て面積の増加は 6257,3 m ² です。
事業区域の位置	仙台市太白区坪沼字硯石 5 5 - 1 他
周辺地域における土地利用の現況	周辺地域は森林のみで開発区域外周 500mに民家は 1 件もありません。
周辺地域における環境の状況	①自然景観資源学術上重要な地形、地質、自然環境に該当しない。 ②動物、植物についての調査報告書等の資料は無い。 ③クリ、コナラ群生（自然度7）スギ、ヒノキ、サワラ植林（自然度6）に該当する。 ④排水は支倉川を經由して坪沼川に流入する。
周辺地域の仙台市基本計画等における位置付け	①総合計画：事業区域は集落・里山・田園ゾーンに位置し太白山周辺地域に該当する。 ②都市計画の方針：事業区域は集落・里山・田園ゾーンに位置する。 ③杜の都環境プラン：事業区域は西部丘陵地・田園地域に位置する。 ④仙台みどりの基本計画：事業区域は、自然環境の保全・再生に位置する。
周辺地域における土地利用の規制の状況	森林法第10条の2第1項（林地開発変更許可） 廃棄物の処理及び清掃に関する法、第15条の2の5第1項（産業廃棄物処理施設の変更許可）
周辺地域における土地利用方針の内容	事業が配慮すべき基本的な事項：郊外部、森林保全区域に該当 補完事項：自然環境の保全森林の連続性の維持、森林の確保と配置災害防止に関する配慮に関し適切な措置を講ずる必要がある。

備考

- 1 個別事項に係る表は、検討した各案ごとに作成すること
- 2 添付図面
 - (1)事業区域の位置を明らかにした縮尺 1 : 25,000 以上の位置図
 - (2)周辺地域における土地利用の現況を明らかにした縮尺 1 : 25,000 以上の平面図
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること

位置図案1

1/25000



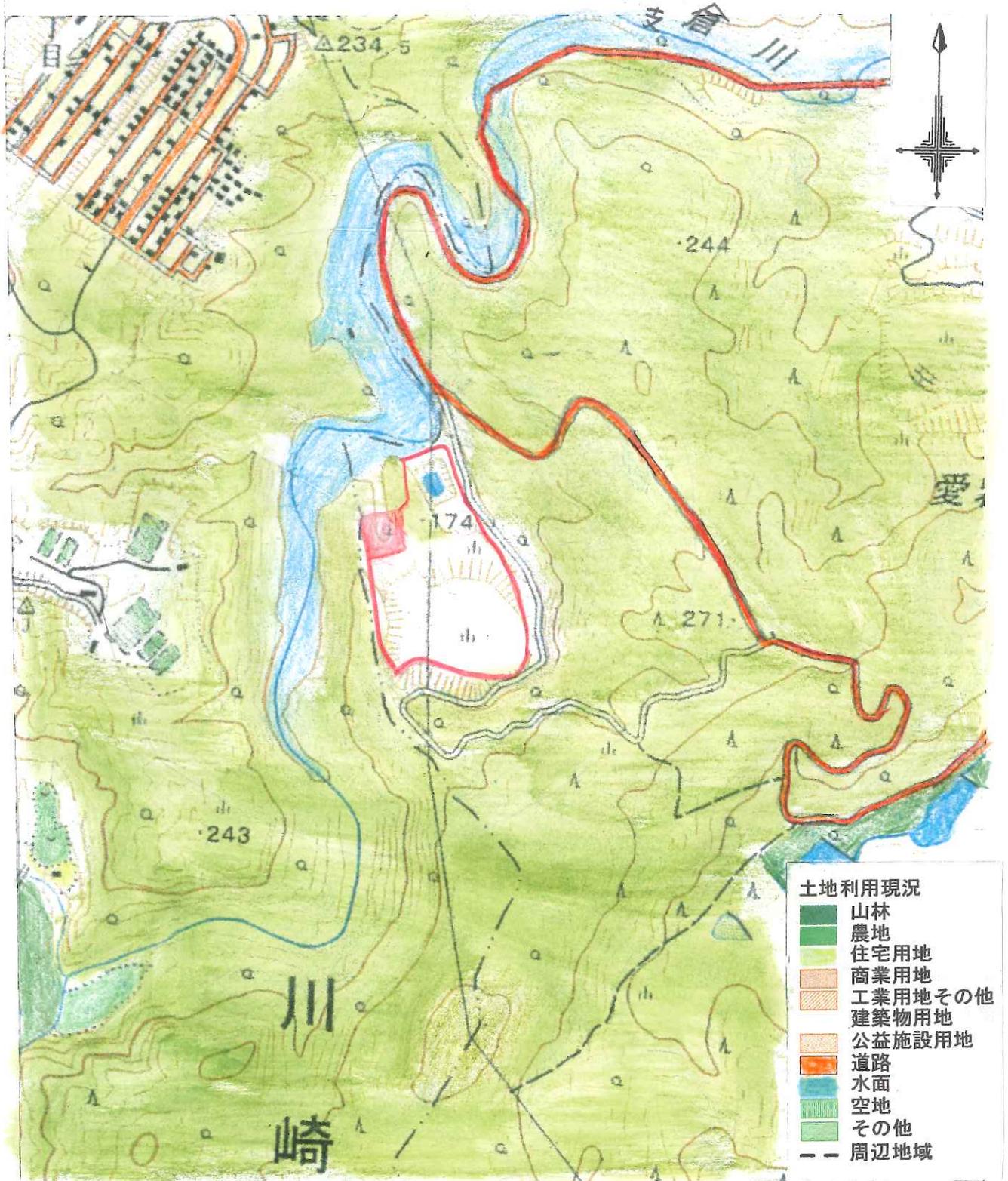
至名取 県道

至仙台

土地利用現況図

案1

1/10000



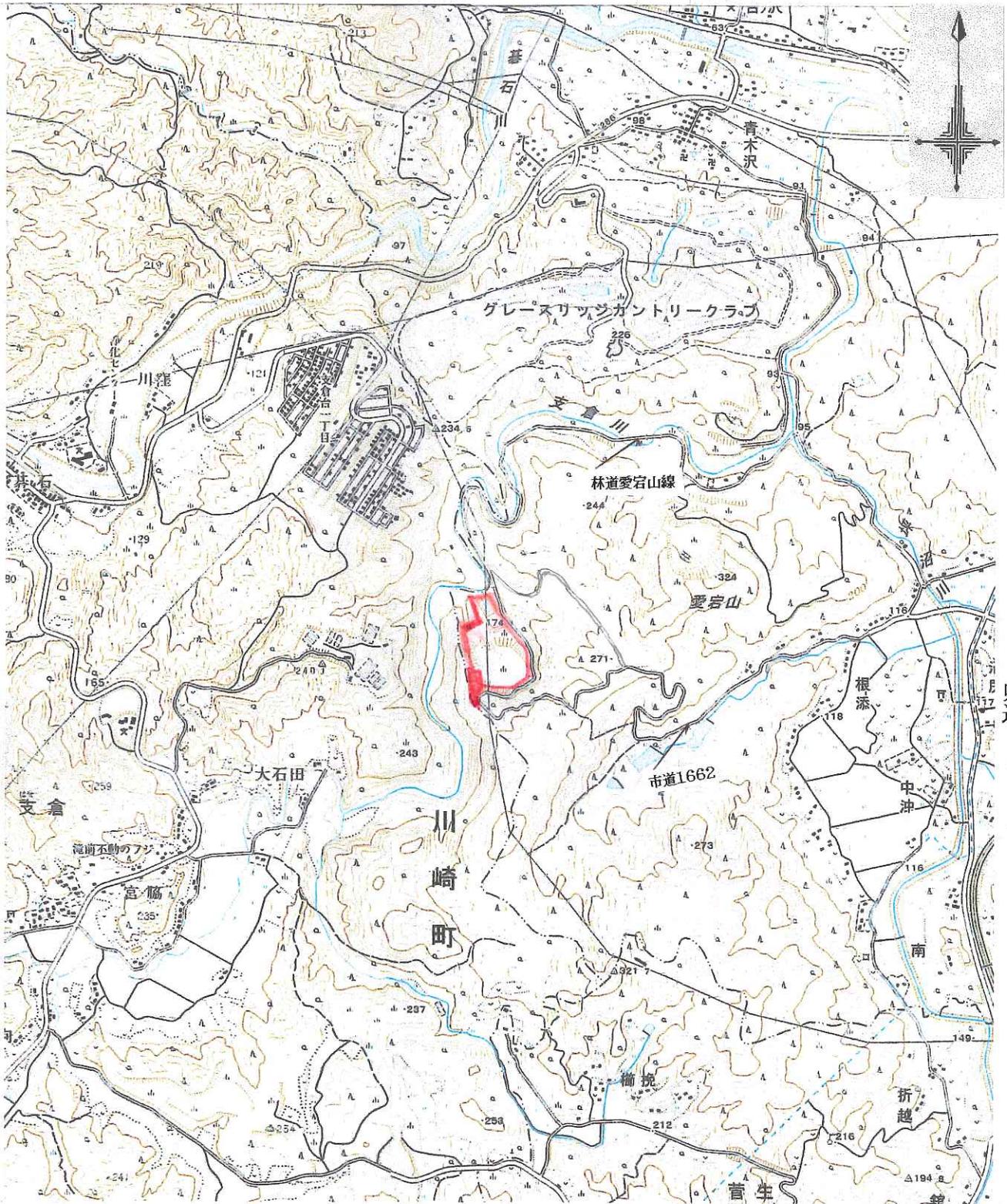
個 別 事 項	
当該個別事項に係る案の名称	案 2
開発事業の名称	坪沼産業廃棄物最終処分場拡張工事
種別：(区画形質の変更)	工作物の新築・改築・増築・移転・用途の変更 水面の埋立等 その他
開発事業の目的	産業廃棄物埋立地の拡張
構想の内容	①地区の南西部に新たな敷地を取り込み (EL=210m～EL=230m) に積み上げる。 ②区域内の凹地に EL=185m～EL=210mに積み上げ 合計 87,015m ³ の産業廃棄物の埋立て量を確保する。埋立て面積の増加は 3300 m ² です。
事業区域の位置	仙台市太白区坪沼字硯石 5 8 - 4 他
周辺地域における土地利用の現況	周辺地域は森林のみで開発区域外周 500mに民家は 1 件もありません。
周辺地域における環境の状況	①自然景観資源学術上重要な地形、地質、自然環境に該当しない。 ②動物、植物についての調査報告書等の資料は無い。 ③クリ、コナラ群生 (自然度 7) スギ、ヒノキ、サワラ植林 (自然度 6) に該当する。 ④排水は支倉川を経由して坪沼川に流入する。
周辺地域の仙台市基本計画等における位置付け	①総合計画：事業区域は集落・里山・田園ゾーンに位置し太白山周辺地域に該当する。 ②都市計画の方針：事業区域は集落・里山・田園ゾーンに位置する。 ③杜の都環境プラン：事業区域は西部丘陵地・田園地域に位置する。 ④仙台みどりの基本計画：事業区域は、自然環境の保全・再生に位置する。
周辺地域における土地利用の規制の状況	森林法第 1 0 条の 2 第 1 項 (林地開発変更許可) 廃棄物の処理及び清掃に関する法、第 1 5 条の 2 の 5 第 1 項 (産業廃棄物処理施設の変更許可)
周辺地域における土地利用方針の内容	事業が配慮すべき基本的な事項：郊外部、森林保全区域に該当 補完事項：自然環境の保全森林の連続性の維持、森林の確保と配置災害防止に関する配慮に関し適切な措置を講ずる必要がある。

備考

- 1 個別事項に係る表は、検討した各案ごとに作成すること
- 2 添付図面
 - (1)事業区域の位置を明らかにした縮尺 1 : 25,000 以上の位置図
 - (2)周辺地域における土地利用の現況を明らかにした縮尺 1 : 25,000 以上の平面図
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること

位置図案2

1/25000



至名取

県道

至仙台

土地利用現況図

案2

1/10000

